

「ふくいSDGsパートナー」登録制度実施要綱

（目的）

第1条 SDGsの理念に基づいて持続可能な地域・社会づくりに取り組む企業・団体等を登録し、その取組みを広く周知するとともに、登録した企業・団体等（以下、「ふくいSDGsパートナー」という。）の連携を促進し、県内におけるSDGsの普及および持続可能な地域・社会づくりに向けた活動の拡大を図る。

（対象）

第2条 福井県内に事業所等を置く企業、団体、教育機関、研究機関、特定非営利活動法人、地方公共団体等を対象とする。

（用語の定義）

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）SDGsとは、国際連合で採択された、国際社会が2030年までに持続可能な社会を実現するための開発目標（Sustainable Development Goals）をいう。
- （2）「福井県SDGsパートナーシップ会議」とは、持続可能な地域・社会づくりを全县一体となって実現するための官民連携プラットフォーム（令和2年11月創設予定）のことをいう。
- （3）「未来のために。～次の世代に選ばれる福井へ～」とは、ふくいSDGsパートナーの活動コンセプトであり、未来を担う次世代に福井の良さを継承し、希望を持って自分らしくチャレンジできる社会を実現するため、SDGsの理念に沿った活動を実践することをいう。
- （4）事業年度とは、毎年4月1日から翌年3月31日までのことをいう。

（ふくいSDGsパートナーの取組み）

第4条 ふくいSDGsパートナーは、「福井県SDGsパートナーシップ会議」に参加し、次の各号の取組みを行うものとする。

- （1）SDGsに関する理解促進と普及啓発
- （2）SDGsの理念に沿った活動実践の拡大
- （3）その他SDGsの推進に関する活動

（登録基準）

第5条 登録は、SDGsの達成に向けた活動に取り組んでいる、または取り組む意欲のある企業・団体等のうち、次の各号のすべてに該当するものについて行うこととする。

- （1）SDGsの達成に向けて、代表者の考えが宣言されていること
- （2）登録申請書（様式第1号）により、SDGsの達成に向けた具体的な活動内容について県に報告していること
 - ① ふくいSDGsパートナーの活動コンセプト「未来のために。～次の世代に選ばれる福井へ～」に合致する活動であること
 - ② SDGsの17ゴールとの関係が明確であること

- (3) 法令を遵守しており、また、過去に重大な法令違反がないこと
- (4) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有しないこと

(登録方法)

第6条 登録申請をしようとする企業・団体等は、次の書類を県に提出するものとする。

- (1) 登録申請書（様式第1号）
- (2) SDGs宣言書（様式第2号）
- (3) その他県が必要と認める書類

(登録)

第7条 県は、提出された登録申請書等を確認し、第5条の登録基準に適合すると認められるときは、ふくいSDGsパートナーとして登録し、登録通知書（様式第3号）を登録企業・団体等に通知する。

2 県は、ふくいSDGsパートナーに対し、自社（団体）ホームページ等での活動内容の公表を促すとともに、SDGsの達成に向けて積極的に取り組む企業・団体等として、県ホームページ等で対外的に広報する。

3 県は、ふくいSDGsパートナーに対し、別に定めるオリジナルロゴマークの使用を認めるものとする。

4 ふくいSDGsパートナーを、次の各号に定める措置の対象とする。

- (1) 県が発注する建設工事の競争入札参加資格審査において、加点評価を受けることができる。
- (2) 県が行う合同企業説明会・業界研究会の出展企業の選考において加点評価を受けることができる。
- (3) 県制度融資「中小企業育成資金（一般）」、「中小企業育成資金（小口）」を利用した場合、保証料を全額補給する。
- (4) 日本政策金融公庫の「地域活性化・雇用促進資金」による低利融資を利用することができる。
- (5) 福井市中小企業者等融資制度「SDGs推進サポート資金」を利用することができる。

(登録の有効期間)

第8条 登録の有効期間は、登録の日から2年経過後の日が属する事業年度の末日までとする。

(登録の更新)

第9条 前条の有効期間が経過した後も引き続き登録を継続するには、第6条に規定する書類を県に提出することとする。

(活動状況の報告)

第10条 ふくいSDGsパートナーは、SDGsに係る活動の進捗状況等について、年1回、「活動状況報告書」(様式第4号)により県に報告することとする。また、県は随時、活動状況確認の参考となる資料の提出を求めることができる。

(登録の変更)

第11条 SDGsパートナーは、県に提出した登録申請書および宣言書の内容に変更があった場合、「変更届出書」(様式第5号)により速やかにその旨を県に届け出なければならない。

(登録の取消)

第12条 県は、SDGsパートナーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽または不正の手段により登録したことが判明した場合
- (2) 法令に違反する重大な事案が発生した場合
- (3) 第10条に定める活動状況の報告を行わない場合
- (4) SDGsの達成に資する活動について実態がないことが判明した場合
- (5) その他、SDGsパートナーとして適当でないと認める場合

(その他)

第13条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

(施行日時)

この要綱は、令和2年7月22日から施行する。

この要綱は、令和2年10月6日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。